

| 議案番号 | 件 名 |
|----------|---|
| 提案課名 | 内 容 |
| 議案第 26 号 | 三田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 介護保険課 | <p>【趣旨】 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 令和 3 年厚生労働省令第 9 号（令和 3 年度介護報酬改定） 令和 3 年度介護報酬改定における議論に基づき、基準省令について、次の点が改正されたことに伴い改正する。 (1) 感染症や災害への対応力強化 (2) 地域包括ケアシステムの推進 (3) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 (4) 介護人材の確保・介護現場の革新 (5) 制度の安定性・持続可能性の確保</p> <p>【施行期日】 令和 3 年 4 月 1 日</p> |